

石川県都市公園指定管理者募集要項

石川県都市公園の指定管理者（管理運営団体）を以下により募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称、所在地等

(表-1)

(単位面積：ha)

区分	公園名	面積	所在地
A	健民海浜公園	47.1	金沢市普正寺町、佐奇森町ほか
B	栗津公園	8.3	小松市符津町
C	白山ろくテーマパーク	17.4	白山市河内町吉岡、白山市吉野、白山市下野町
D	木場潟公園（東園地）	5.3	小松市三谷町ほか

(2) 施設概要等

各公園の施設概要等は、別紙「石川県都市公園指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(3) 募集の方法

指定管理者を(表-1)に掲げる4公園について、A～Dの区分で募集します。

なお、1団体で複数区分に応募をすることができます。

2 施設管理の基本的な考え方

各公園の施設管理の基本的な考え方は、別紙「仕様書」を参照してください。

3 指定管理者の業務

(1) 都市公園を利用する者への利便の提供に関する業務

(2) 都市公園の利用促進に関する業務

(3) 石川県都市公園条例第六条の三第一項第一号及び第二号に掲げる公園施設の使用許可に関する業務（該当施設がある場合）

(4) 石川県都市公園条例第十条の四第一項及び第十条の五第一項に規定する使用料の徴収に関する業務（該当施設がある場合）

(5) 都市公園の施設、設備、備品及び植栽の維持管理及び修繕に関する業務

(6) その他、都市公園の管理に関し、知事が必要と認める業務

※1 各公園の業務内容の詳細については、「仕様書」を参照してください。

※2 指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、一部の業務については、県の承認を得て専門の事業者へ委託することができます。

4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が管理業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。

(1) 適切なサービスの提供を行うこと。

(2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(4) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。

ア 地方自治法（第244条、第244条の2）

イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

- ウ 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、石川県都市公園条例、同条例施行規則
 - エ 水道法、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、農薬取締法等の公園施設の維持、設備保守点検等に関する関係法令
 - オ 石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）
指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、石川県行政手続条例が適用されるので留意すること。
 - カ 行政不服審査法、行政事件訴訟法
指定管理者が使用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。
 - キ 石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）
指定管理業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分留意し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。なお、指定管理者の指定の期間が終了した後も同様であること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じること。
- (6) その他別紙「仕様書」のとおり。
- ※管理の基準に関する細目的事項は、指定の議決の後、協議のうえ協定で定めます。

5 指定の期間

区分	公園名	指定の期間
A	健民海浜公園	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで (5年間)
B	栗津公園	〃
C	白山ろくテーマパーク	〃
D	木場潟公園（東園地）	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで (3年間)

※指定の期間は県議会の議決事項となります。

※指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理することが適当でないと県が認めた場合は、指定を取り消すことがあります。

6 応募資格

次の資格を全て満たす法人その他の団体であること。

- (1) 石川県内に事務所を置く又は置く予定のあるもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者
 - イ 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの
- ① 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ② 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等をしている者
 - ③ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- エ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者

(7) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めること。

(8) グループの構成団体は、他のグループの構成団体となること及び単独で応募することができない。

7 応募の方法

(1) 募集要項及び仕様書の配付

①配付期間

令和4年8月10日(水)から10月7日(金)まで(県の休日を除く)の午前9時から午後5時まで

②配付場所

石川県土木部公園緑地課(行政庁舎16階)
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
電話 076-225-1772

③インターネットによる配布

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kouen/shitei04/bosyu.html>

(2) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類(持参又は郵送の場合、正本1部、副本10部(⑦⑧⑫は正本1部のみ提出)。電子メールの場合は、書類ごとにPDFファイル形式で1部)を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがあります。また、グループで申請する場合は、以下の⑥~⑬は構成団体のものを全て提出してください。

なお、申請に要する費用は、申請者の負担とします。

①指定管理者指定申請書(別紙様式1)

②指定管理者事業計画書(別紙様式2)(複数の事業計画書を提出することはできません)

③自主企画事業・自主事業実施計画書(別紙様式3) ※木場潟公園(東園地)のみ

④里山の食体験施設運営計画書(別紙様式4) ※木場潟公園(東園地)のみ

⑤収支予算書(別紙様式5)

⑥役員等名簿(別紙様式6)

⑦定款、寄附行為又はこれらに類する書類

⑧申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類

⑨貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表(過去3事業年度分)

⑩役員の略歴を記載した書類

⑪組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類(別紙様式7)

⑫石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類

⑬労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く)

- ⑭グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類(別紙様式8)
- ⑮別紙様式9-(1)人員配置計画 別紙様式9-(2)勤務ローテーション

(3) 申請書類の提出

①提出期間

令和4年8月10日(水)から10月7日(金)まで(県の休日を除く)の午前9時から午後5時まで

②提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送してください。

石川県土木部公園緑地課(行政庁舎16階)

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1772

※郵送の場合、最終日の午後5時までに必着のこと。

また、電子メールの場合は、下記まで提出してください。

石川県土木部公園緑地課

電子メール e251800a@pref.ishikawa.lg.jp

※メール1通あたり10MBまでファイルを添付することが可能です。それ以上のファイルを送信される場合、メールを複数通に分割していただくか、公園緑地課までお問い合わせください。なお、送信されたメールに対して公園緑地課から受信を確認した旨を返信しますので、その返信がない場合はお問い合わせください。またFAXによる提出はできません。

③提出部数(持参又は郵送の場合)

正本1部、副本10部(副本は正本の複写可で、A4サイズに統一)

④留意事項

- ア 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。但し、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。
- イ 提出された申請書類は返却しません。
- ウ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。
- エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。
- オ 申請書類提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

8 提案を求める事項

以下の(1)～(3)について提案を求めます。提案は、指定管理者事業計画書(別紙様式2)に記載してください。ただし、木場潟公園(東園地)については、あわせて(4)自主企画事業・自主事業実施計画書(別紙様式3)、(5)里山の食体験施設運営計画書(別紙様式4)を記載のうえ提出してください。

(1) 管理料の提案

次に掲げる金額の範囲内で、管理料に関する提案を求めます。

①管理料 別紙「仕様書」を参照してください。

②各公園ごとの有料施設の使用料金、利用者数及び料金収入の実績は、別紙「仕様書」を参照してください。

※管理料は消費税及び地方消費税を含んだ額です。

※県が指定管理者に支払う管理料は、提案額を基準に、予算の範囲内で、毎年度、県と指定管理者が協議して定めるものとします。

※なお、管理に係る費用が管理料を上回った場合も、県が特段の事情があると認めない

限り、補填は行いませんので留意願います。

(2) 利用料金の提案（有料施設がある場合）

施設の使用に係る料金は指定管理者の収入になりますので、管理料の提案額は、管理経費総額から料金収入の見込み額を差し引いて算出してください。

提案に当たっては、石川県都市公園条例で定めた金額の範囲内としてください。これを上回る提案はできません。

また、料金の決定に際しては、あらかじめ県の承認が必要となります。

現行の料金、収入実績は、別紙「仕様書」を参照してください。

(3) 施設の利活用等に関する数値目標の提案

施設の設置目的を十分に発揮するために、管理にあたっての目標となる施設の利活用等に関する指標とその目標値を提案してください。指標は利用者数や利用者満足度、申し込みから利用開始までの所要時間など、数値により測ることができるものとしてください。

また、管理開始前には、提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取り組みを中期経営目標として公表することとしております。また、管理開始後は、その達成状況等を、年1回実施する運営状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

なお、各公園の指標とする過去3年間の利用者数等は、別紙「仕様書」に記載しています。

(4) 自主企画事業・自主事業実施計画書の提案 ※木場潟公園（東園地）のみ

公園の利用者の増に向け、県企画事業の体験学習プログラムとは別に、指定管理者の自己の責任、採算における企画を提案してください。

なお、参加費を設定する場合は、指定管理者の収入として収受するものとします。

詳細については、別紙「仕様書」を参照してください。

(5) 里山の食体験施設運営計画の提案 ※木場潟公園（東園地）のみ

里山交流ハウス内における里山の食体験施設の運営について、人員配置、提供メニュー、メニュー料金などの運営計画を提案してください。

利用者へ提供する飲食物の料金は、指定管理者の収入として収受するものとします。

詳細については、別紙「仕様書」を参照してください。

9 選定の方法

(1) 選定の進め方

令和4年10月（予定）に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が（3）の選定の基準に沿って評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又は代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

なお、申請者の中に適切に管理できると認める団体がいなかった場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

(2) 選定委員の構成

施設の所管部局である土木部の部長を委員長とし、土木部の企画調整室長、公園緑地課長、中小企業診断士、公園利用及び公園管理の有識者で構成することとしています。

(3) 選定の基準

- ① 県民の平等な利用が確保されること（10点）
 - ・平等利用を図るための具体的手法の適格性
- ② 最少の経費で都市公園の効用を最大限に発揮できること（30点）
 - ・県の管理運営方針に対する適格性
 - ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
- ③ 最少の経費で都市公園の適切な維持管理を図ることができること（30点）
 - ・施設の維持管理への取り組み内容の適格性
 - ・安全対策への取り組み内容の適格性
 - ・管理料の内容の適格性
- ④ 管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること（30点）
 - ・安定的な管理を行うための人的能力の適格性
 - ・安定的な管理を行うための運営能力の適格性
 - ・安定的な運営が可能となる経理的基盤の適格性

(4) 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、県のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

10 責任分担

(1) 責任分担

指定管理者と石川県との責任分担は次のとおりです。

内 容		指定管理者	石川県
①施設・備品の保守点検		○	
②施設・備品の維持管理		○	
③安全衛生管理		○	
④使用料の収納		○	
⑤施設・備品の損傷	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外	協議事項	
⑥利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外	協議事項	
⑦施設・備品の小規模修繕（性能・機能の回復程度のもの）		○	
⑧施設・備品の大規模修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの）			○
⑨個々の業務の委託		○	
⑩施設の法的管理（占用及び行為許可等）			○
⑪公園の管理運営（企画調整、利用指導、案内、警備、利用促進活動等）		○	
⑫日常利用に対する要望への対応		○	
⑬法令等の変更	施設の設置基準、管理基準に係るもの		○
	上記以外	○	
⑭需要の変動	利用者数、利用料金収入の減少	○	
⑮物価の変動	物価上昇によるもの	○	
	運営に重大な影響を及ぼすもの	協議事項	
⑯税制度の変更	一般的な税制変更（消費税除く）	○	
	消費税の変更		○
⑰保険への加入	火災保険		○
	その他各種保険	○	
⑱災害時の対応	連絡体制確保、利用者の安全確保、被害調査・報告、応急措置等	○	
	指揮・指示、復旧措置		○
⑲包括的な管理責任（管理瑕疵を除く）			○

(2) 保険の加入

次の水準以上の施設損害賠償責任保険に加入すること。

- ・ 対人賠償 1名につき1億円、1事故につき10億円
- ・ 対物賠償 1事故につき5百万円

11 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間
令和4年8月10日（水）から9月23日（金）の午後5時まで
- (2) 受付方法
質問書（別紙様式10）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。
FAX 076-225-1773
電子メール e251800a@pref.ishikawa.lg.jp
※電話又は来訪など口頭による質問は受け付けません。
- (3) 回答方法
回答は、FAX又は電子メールにより随時行うとともに、土木部公園緑地課のホームページに掲載します。
ホームページアドレス <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kouen/shitei04/bosyu.html>

12 現地説明会の実施

現地説明会を下記の区分(A～D)ごとに開催します。参加を希望される場合は、(3)により事前に参加申込をしてください。事前に参加申込がない場合は、参加できません。

(1) 日時・場所

区分	公園名	日時	集合場所
A	健民海浜公園	令和4年9月5日（月）14時～	健民海浜公園内公園管理事務所前
B	栗津公園	令和4年9月2日（金）14時～	栗津公園内公園管理事務所前
C	白山ろくテーマパーク	令和4年9月5日（月）10時～	吉岡園地公園管理事務所前
D	木場潟公園（東園地）	令和4年9月2日（金）10時～	木場潟公園内公園管理事務所前

(2) 参加人数

1団体につき3名までとします。（グループで申請する場合も同様とします。）

(3) 申込方法

現地説明会開催日の1週間前までに下記に連絡してください。

- ・石川県土木部公園緑地課 担当 川井、山口、安達、鍛冶口、池端
電話 076-225-1772

13 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがあります。また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

- (1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 選定に関する不当な要求をした場合
- (6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (7) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者として相応しくないと認められる場合
- (8) 管理の開始までに、確実に事業が履行される見込みがないと認められる場合
- (9) その他不正な行為があった場合

14 協定の締結

- (1) 指定の議決後、各公園の管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結します。
- (2) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消します。
- (3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消します。

15 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しております。

令和4年8月10日～10月7日	募集要項の配付
8月10日～9月23日	質問事項の受付
9月2日、9月5日	現地説明会
8月10日～10月7日	申請の受付
10月	選定委員会の開催
11月	指定管理者の候補団体の決定
12月（12月議会）	指定管理者の指定の議決
令和5年3月まで	協定の締結
	事務の引継
	中期経営目標の策定、公表
4月1日	指定管理者による管理の開始

16 様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- (3) 自主企画事業・自主事業実施計画書（別紙様式3）
- (4) 里山の食体験施設運営計画書（別紙様式4）
- (5) 収支予算書（別紙様式5）
- (6) 役員等名簿（別紙様式6）
- (7) 申請者の概要を記載した書類（別紙様式7）
- (8) グループ協定書（別紙様式8）
- (9) 人員配置計画（別紙様式9-(1)）勤務ローテーション（別紙様式9-(2)）
- (10) 質問書（別紙様式10）

お問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部公園緑地課

TEL：076-225-1772

FAX：076-225-1773

電子メール：e251800a@pref.ishikawa.lg.jp